ここから中筋運営規程 (指定通所介護及び指定1日型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 T&TWAM サポート株式会社が開設するここから中筋(以下「事業所」という。)が 行う指定通所介護事業及び指定1日型デイサービス事業(以下「事業」という。)の適正な 運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護 職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援・要介護 状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービス及び指定通所 介護(以下「指定通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護にあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定1日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立 した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を中心とした支援を行うことによ り、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指 すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域 包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提 供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 ここから中筋
- (2) 所在地 広島市安佐南区中筋一丁目 9 番 20 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画又は1日型デイサービス計画(以下「通所介護計画等」という。)の作成等を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、通所介護計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び 12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分時までとする。
- (3) サービス提供時間
 - 1単位目 9時から12時
 - 2単位目 13時30分から16時30分

(指定通所介護等の利用定員)

- 第6条 指定通所介護等の利用定員は、次のとおりとする。
 - 1 単位目 19 名
 - 2 単位目 19 名

(指定通所介護等の内容)

- 第7条 指定通所介護・指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 生活指導、相談援助
 - (2) 健康チェック
 - (3) 機能訓練
 - (4) 送迎

(利用料等)

- 第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 飲料の提供に要する費用 100円 (おやつ代含む)
 - (2) おむつ代 実費
 - (3) 利用者が希望された場合の手芸等レクリエーション材料費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護等の提供において提供される便宜のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担さ せることが適当と認められる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明 をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区とする。

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用

者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

- 第14条 事業者は、指定通所介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの 苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の虐待の防止のための措置)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置 虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者管理者

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、こ れを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協同で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について同意を得た上で、期間を決めて実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) 管理者研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(通所介護事業支給費及び第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は T&TWAM サポート株式会社と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。